

北海道厚生局課長補佐級・係長級職員（一般職相当）の募集について

北海道厚生局において、厚生行政（総務、年金、福祉、医療）における政策実施を担う課長補佐級・係長級職員（一般職相当）を募集します。

これまで培った経験やスキルを活かし、国民の生命と暮らしを守る「厚生行政」に携わる熱意をもった皆さんの応募をお待ちしております。

職務内容及び募集要項は次のとおりです。

◎職務内容

1 職種

(1) 課長補佐級

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する行政職俸給表（一）の職務の級4級又は5級

(2) 係長級

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する行政職俸給表（一）の職務の級3級

2 業務内容

政策の施行等の事務

3 配属先

北海道厚生局（総務課、会計課、企画調整課、年金管理課、年金審査課、管理課、医療課、調査課、健康福祉部（健康福祉課、医事課、地域包括ケア推進課、保険年金課））

◎募集要項

1 募集人員

若干名

2 資格等について

次の要件に適合する方

大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、令和8年1月1日現在、次のいずれかの職務経験を有する者

【課長補佐級】

①大学を卒業した者は15年以上

②短期大学又は高等専門学校を卒業した者は17年以上

③高等学校を卒業した者は20年以上

【係長級】

- ①大学を卒業した者は8年以上
- ②短期大学又は高等専門学校を卒業した者は10年以上
- ③高等学校を卒業した者は12年以上

※ 職務経験の年数については、次表の左欄の区分の適用を受ける各期間の年数について、右欄の換算率により換算して得られる年数を合算した年数により審査します。

期間の区分	換算率
1週間あたりの勤務時間が30時間以上の期間	100分の100
1週間あたりの勤務時間が20時間以上30時間未満の期間	100分の80
1週間あたりの勤務時間が20時間未満の期間	100分の50

なお、以下に該当する方は、応募はできませんので、予めご了承ください。

- ①日本国籍を有しない者
- ②国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和8年度における定年年齢は62歳）

3 求める人材等

- ①公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- ②困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力を有する者
- ③適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
- ④職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- ⑤採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者
- ⑥自ら処理すべきこと、上司の判断にゆだねることの仕分けなど、自分の果たす

べき役割を的確に押さえながら業務に取り組むことができる者

⑦部下の一人ずつの仕事の状況や負荷を的確に把握し、適切に作業を割り振り、部下の育成のため、的確な指示やアドバイスを与え、問題があるときは適切に指導することができる者

⑧パソコン（Word、Excel、PowerPoint 等）による文書等の作成と編集が業務において支障なく行える者

4 給与・手当

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、学歴や就職後の経験年数等を勘案して決定します。各種手当（期末・勤勉手当、通勤手当、地域手当等）を要件に基づき支給します。

【課長補佐級】

例えば、大学卒業後、職務経験が 20 年で採用された場合は、月額が 35 万円程度となります（職務経験などにより異なります）。

また、この場合の年収は 600 万円程度となります（年収は俸給、賞与の合計（扶養手当・超過勤務手当・住居手当・通勤手当等を除く））。

【係長級】

例えば、大学卒業後、職務経験が 11 年で採用された場合は、月額が 30 万円程度となります（職務経験などにより異なります）。

また、この場合の年収は 500 万円程度となります（年収は俸給、賞与の合計（扶養手当・超過勤務手当・住居手当・通勤手当等を除く））。

【共通】

以下は諸手当の一例です。

- ・扶養手当…子を扶養している場合、月額 13,000 円等
- ・住居手当…賃貸住宅等に住み、家賃を支払っている者に月額最高 28,000 円
- ・通勤手当…交通機関を利用している者等に定期券相当額等
- ・賞与…1 年間に俸給等の 4.65 か月

5 休暇

完全週休 2 日制（土曜日・日曜日）、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、年次有給休暇、夏季休暇等の特別休暇があります。

6 福利厚生

- （1）国家公務員共済組合に加入することになります。
- （2）その他、宿泊施設等の各種福利厚生制度があります。

7 勤務先

北海道厚生局

（札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 - 1 札幌第一合同庁舎 6 階・8 階）

(採用後、北海道厚生局の内部課室以外への異動もあり得ます。)

8 採用予定日

令和8年5月1日

なお、採用日は相談に応じます。

9 勤務時間等

8時30分から17時15分

10 応募方法

次の(1)～(3)の応募書類を「16 その他」に記載している書類提出先のアドレス宛に電子メールにて申込ください。

原則として電子メールによる受付のみとしますが、電子メールでの提出が困難な場合は、その旨ご連絡願います。

(1) 身上申立書(様式1)

(2) 職務経歴書(様式2)

(3) 小論文(様式3)

※テーマ「自身の考える公務員像」及び「自身がどのような公務員になりたいか」

11 応募期間

令和8年2月25日(水)～令和8年3月11日(水)(必着)

12 選考方法

(1) 第1次選考(書類選考)

応募書類の記載内容により、課長補佐級又は係長級職員として業務遂行に必要な能力、適性等を有しているかどうかについて選考します。

(2) 第2次選考(口述試験)

第1次選考合格者に対し、適正等について面接試験により合否を決定します。

13 第1次選考の結果の連絡

第1次選考の結果については、北海道厚生局総務課より電子メール等で通知します。

14 第2次選考(口述試験)の実施

第1次選考合格者に対し、北海道厚生局総務課から第2次選考(口述試験)の日時等を電子メール等で通知します。

15 第2次選考の結果の連絡

第2次選考(口述試験)の実施後、北海道厚生局総務課より電子メール等で通知します。

16 その他

応募の秘密については厳守いたします。提出された書類については、法令に基づき適切に取り扱います。

なお、応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください（当方で責任をもって廃棄します）。

【問合せ及び書類送付先】

北海道厚生局総務課

所在地 〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎8階

電 話 011-709-2311（内3971）

e-mail hkkousei001-s●mhlw.go.jp

※「●」を「@」に置き換えてください。